植生学会表彰委員会規則

2022 年 3 月 31 日　改定

（趣旨）

第１条　この規則は，植生学会会則第３条３号および運営委員会規則第８条の規定に基づき，植生学会表彰委員会に関し必要な事項を定める．

（構成）

第２条　表彰委員会は，委員長と副委員長，委員（若干名）をもって組織する．

（委員）

第３条　委員は，会員の中から委員長が選任する．

2　委員の任期は２年とし，連続３期の再任を妨げる．

3　委員長は，委員が任期を全うできなくなったとき，あるいは委員会の運営を妨げたときは，その委員の任を解き，欠員を会員の中から選任する．

（任務）

第４条　表彰委員会は，会員の表彰に関する活動を行う．

2　表彰委員会は，原則として年１回以上開催する．必要に応じて電磁的方法等による臨時の委員会を開催することができる．

3　表彰の種類は次の各号のとおりとする．

（１）植生学会賞

（２）植生学会奨励賞

（３）植生学会功労賞

（４）植生学会特別賞

（５）植生学会研究発表賞

（６）植生学会論文賞

4　第４条３項の１号から４号の候補者は，表彰委員会が会員の中より選定する．各賞の受賞者は，運営委員会の議を経て決定する．

5　第４条３項５号の受賞者は，表彰委員長が委嘱した審査員の協議によって決定する．

6　第４条３項６号の候補者の選定は，編集委員会に委嘱する．同賞の受賞者は，運営委員会の議を経て決定する．

7　第４条３項各号の受賞者は，総会および植生学会誌の学会記事にて会員に公表する．

（個人情報の管理）

第５条　表彰委員会構成員は，個人情報の管理を徹底しなければならない．

（守秘義務）

第６条　表彰委員会構成員は，業務上知り得た情報等を他に漏らしてはならない．

（雑則）

第７条　本規則の変更は運営委員会の決議による．

第８条　本規則に定めるもののほか，会員の表彰に必要な事項は表彰委員会が別に定める．

附則　2016 年 10 月 23 日制定

１．　植生学会表彰委員会設立年月日　2002 年 10 月 18 日

２．　この規定は 2016 年 10 月 24 日から施行する．

附則　2022 年 3 月 31 日　改定

１．　この規定は 2022 年 4 月 1 日から施行する．